

通所系サービス事業所

No.	具体的取扱い	補足	通知文書
1	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、居宅を訪問し、できる限りのサービス提供を行った場合、提供した時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）の算定を可能とする。		「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」 （令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。）
2	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、相応の介護報酬の算定を可能とする。	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）」（令和2年4月9日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。）において、要支援者・要介護者に対する通所リハビリテーションについても、同様の取扱いが示されています。	「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」 （令和2年4月7日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。）